

写

江戸川区監査委員告示第 2 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく「平井東小学校渡り廊下設置工事等に関する件」に対する江戸川区職員措置請求について、同条第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 2 日

江戸川区監査委員	大	澤	成	美
同	広	兼	保	彦
同	野	崎		信
同	太	田	公	弘

江戸川区職員措置請求監査結果

区立小学校渡り廊下設置工事等に関する件

令和 7 年 5 月

江戸川区監査委員

25 監送第 16 号
令和 7 年 4 月 30 日

江戸川区長 斉藤 猛 様

江戸川区監査委員	大澤 成美
同	広 兼 保彦
同	野 崎 信
同	太 田 公弘

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 7 年 3 月 6 日付けで提出された地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による下記第 1 の江戸川区職員措置請求（以下、「本件請求」という。）についての監査結果は次のとおりであり、同条第 5 項の規定により下記第 6.1.（4）のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第 7 のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第 9 項の規定により、監査委員に通知してください。

第 1 請求の概要と受理

1 請求人

江戸川区北葛西 氏名 A

2 請求書の提出

令和 7 年 3 月 6 日

3 措置請求の内容

(1) 請求の趣旨

江戸川区が、区長、令和５年度教育長、令和５年度総務部長、令和５年度学校施設課長及び令和５年度に区立Ｂ小学校の渡り廊下建築工事を受注した者に対して、１５５７万６０００円、令和７年３月１日乃至２日に施行された同渡り廊下の撤去工事に要した費用、及びこれらに対する同工事請負随意契約締結日から支払済みまで年３分の割合による遅延損害金を、連帯して支払うよう請求する措置を講ずること求める。

(2) 請求の原因

ア 令和５年度、江戸川区は、区立Ｂ小学校内の既存校舎とすくすくスクール（学童クラブ）の建物間を行き来する渡り廊下を新設する工事（以下「本件工事」とする。）を１２件の工事に分割して、それぞれの同一業者（以下「本件受注業者」とする。）に対して発注した（甲１）。

イ 本件工事は、総額で１５５７万６０００円が請負代金となるべきであったが、江戸川区は、これを１件当たり１２９万８０００円の工事として１２件発注していた（甲１）。

ウ 本来であれば、本件工事は、地方自治法第２３４条第２項、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号及び同施行令別表五に基づき、競争入札を経て発注すべき工事であった。しかし、同法令に違反し、江戸川区担当者らは、この手続きを回避するため故意に工事を均等分割することによって、本件受注業者と随意契約を締結、１２件の工事を違法に発注した（甲１）。

エ さらに、本件工事は、建築基準法第１８条第２項本文が要求する計画通知を江戸川区建築指導課に提出することなく行われた点で手続的に違法であり、

かつ、実体的にも、基礎工事が建築基準を充たさず安全性を欠く違法な工事であったことが判明し、係る事実関係は令和 7 年 2 月 28 日になって公表された（甲 2）。

オ その後、本件工事によって建築された渡り廊下は、江戸川区の決定により令和 7 年 3 月 1 日乃至 2 日、屋根と柱部分が撤去された（甲 2）。

カ これら法令に違反した随意契約及び当該随意契約に基づく工事により、江戸川区から 1557 万 6000 円及び撤去工事に要した費用が違法に支出され、本件受注業者は、違法に 1557 万 6000 円を得た。

キ 区を代表し契約締結権限を有する執行機関でありかつ監督権限を有するのは区長であり、以上の違法な支出を防止及び回収する任務を負いながら任務を懈怠し、江戸川区に損害を与えた。

本件工事を受注したのは江戸川区教育委員会事務局学校施設課（甲 1）、そして令和 5 年度の教育長であり、教育委員会事務局を監視監督すべき任務を負いながら任務を懈怠し、江戸川区に損害を与えた。

江戸川区の契約事務規則によると、130 万円以上 4500 万円未満の工事請負契約の契約締結権限は総務部長に委任されているが、令和 5 年度の総務部長が本来なら競争入札を経た上で、本件工事の契約を締結すべきであったが任務を懈怠し、江戸川区に損害を与えた。

さらに、江戸川区の契約事務規則によると、130 万円未満の工事請負契約の契約締結権限は学校施設課長に委任されているが、令和 5 年度の学校施設課長は本来なら越権行為である本件工事の随意契約締結を行うことで、任務を懈怠し、江戸川区に損害を与えた。

また、本件受注業者は、本来なら競争入札を経て契約を締結し受注すべき工

事を違法に受注したのみならず、手続的にも実体的にも建築基準法に違反する工事を施し、随意契約に基づく請負代金を受領し、かつ建築基準法に違反する本件工事の施工部分の撤去止む無しに至らしめ、江戸川区に損害を与えた。

ク よって、請求の趣旨のとおり、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項並びに民法第 7 0 9 条に基づいて、本請求に及んだものである。

(3) 請求期間について

住民監査請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 2 項本文では、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定されているが、同項ただし書は、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とも規定している。

この「正当な理由」の有無については、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうか」によって判断すべきものである（最高裁平成 1 4 年 9 月 1 2 日第一小法廷判決。甲 3 ）。

本件工事が違法な随意契約によって締結された具体的な期日は非公表であるものの、令和 5 年に発注されたことは公表されており（甲 1 ）、現時点で明らかに随意契約締結から 1 年間は経過している。

しかし、本件工事に係る随意契約は、令和元年度から令和 5 年度の 5 年間に及ぶ、競争入札を意図的に回避するためにとられた 1 1 2 3 件にも及ぶ一連の違法な分割発注の内の 1 件であり、令和 6 年 9 月に実施された定期財務監査によって発覚し、同年 1 0 月 3 1 日の報道発表によって公表された（甲 1 ）。それまでは区役所内の内部監査によっても発覚しなかった事実であり、組織外の一般区民が

「相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができた」とは明らかに言えない、隠密裏に行われたものである。

さらに、本件工事は『各契約書の工事見積書の内訳が全て「工事一式」であり、総じて設計図（工事内容のわかるもの）、工事仕様書の添付が無かった。』

「工事写真や目的物の写真が無いものが多く、施工内容の確認ができないという指摘があった。」という事実が公表されていたこと（甲１）、本件工事は建築基準法違反の疑いが濃厚であったことから、本件工事の違法性及び（撤去が必要とされるまでの不要な工事であり、撤去にも費用がかかるという）損害の全貌が明らかにされるには、令和７年２月２８日の報道発表を待つ必要があった。

よって、令和６年１０月３１日の報道発表から約４か月、令和７年２月２８日の報道発表から約１週間しか経過していないことから、本住民監査請求は、１年以内に実施されている、仮に１年を経過していたとしても明らかに「正当な理由」に基づくものであることは、上記最高裁判例の基準に照らしても明白である。

（４）事実証明書

ア 「事実証明書（甲第１号証）」

江戸川区 SDGs 推進部広報課作成の２０２４年１０月３１日付ホームページ掲載記事「２０２４年１０月３１日 学校施設の請負工事契約における不適切事務の発覚」

イ 「事実証明書（甲第２号証）」

江戸川区 SDGs 推進部広報課作成の２０２５年２月２３日付ホームページ掲載記事「２０２５年２月２８日 区立Ｂ小学校渡り廊下の屋根等の撤去」

ウ 「事実証明書（甲第3号証）」

判例時報1807号64頁乃至69頁（平成14年9月12日最高裁小
法廷判決）

4 請求の要件審査および受理

令和7年3月11日開催の監査委員臨時協議会において、本件請求の要件審査を行った。

（1）対象となる事項の特定について

本件請求は、江戸川区（以下、「区」という。）が令和5年度に同一業者に対し12件に分割して発注した区立小学校の渡り廊下建築工事（以下、「本件設置工事」という。）を請求の対象とするものであるところ、12に分割された個別の工事の時期および内容等について具体的特定がなされていない。また、上記渡り廊下の撤去工事（以下、「撤去工事」という。）についても時期と金額の主張がない。

そこで、請求の対象となる事項が特定されているか否かを判断することとした。

ア 本件設置工事については、本来、全体を一体として発注すべき工事を12件に分割したものであり、その性質、目的などに照らしこれらを一体として違法または不当性を判断することが相当である（最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決・民集44巻4号719頁）。かつ、区は、その旨を令和6年10月31日に公表している（事実証明書：甲第1号証）。

したがって、本件請求の対象事項は特定されているものと判断し、かつ、対象たる工事は具体的には工事一覧表（別表）乃至 に記載のとおりであることを確認した。

イ 撤去工事については、工事一覧表（別表） に記載のとおりであるが、江戸川区が令和 7 年 2 月 2 8 日にホームページ上において、令和 7 年 3 月 1 日から工事を開始することを公表しているので（事実証明書：甲第 2 号証）、契約日が令和 7 年 2 月 2 8 日であると特定されているものと判断した。

（ 2 ） 監査請求期間について

本件設置工事に関する契約すなわち支出負担行為は、いずれも本件請求のあった令和 7 年 3 月 6 日から遡ること 1 年以上経過しており、本件請求は法第 2 4 2 条第 2 項本文に規定する監査請求期間を徒過している。しかし支出負担行為に基づく支出は上記ア および のとおり、本件請求受付日において 1 年を徒過していない。そして、本件工事は 1 2 分割されているとはいえ、既述のとおり一体としてとらえるべきであるから、全体として、請求期間 1 年を徒過していないものと判断した。

よって、監査請求の対象および監査請求期間など、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条に規定する要件を具備するものと認め、令和 7 年 3 月 6 日（本件請求提出日）をもって受理することとした。

第 2 監査の実施

1 請求人および関係人に対する実施通知

（ 1 ） 請求人への陳述実施通知

請求人に対し、令和 7 年 3 月 1 3 日付で法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 2 6 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨の通知を送付した。

（ 2 ） 関係人（措置請求の対象者） 4 名への陳述実施通知

ア 関係人である江戸川区長（以下、「区長」という。）、江戸川区教育長（以下、「令和５年度教育長」という。）、江戸川区前総務部長（以下、「令和５年度総務部長」という。）および江戸川区前学校施設課長（以下、「令和５年度学校施設課長」という。）に対し、それぞれ令和７年３月１３日付で法第２４２条第８項に基づき、令和７年３月２６日に陳述の機会を設ける旨の通知を、住民監査請求書と事実証明書の各写しを添付して、送付した。

イ 令和７年３月２４日、関係人４名からそれぞれ陳述期日の陳述に代わるものとして陳述書の提出があり、これらを受理した。

２ 本件設置工事の受託事業者に対する調査

（１）受託事業者に対し、令和７年３月１８日付で法第１９９条第８項に基づき、本件設置工事の受注の経緯や工事の執行状況等について回答するよう協力依頼書を本件住民監査請求の要旨（監査委員事務局にて作成の監査請求の概要書）を添付して送付した。

（２）受託事業者から令和７年３月２１日付書面で回答があった。回答の要旨は次のとおりであった。

ア 本件設置工事については、当社は、あくまでも江戸川区の指示に従って見積書を発行し、工事を行ったものであり、発注方法の是非について回答する立場にはない。

イ 建築確認申請は施主が行うものであり、当社が申請を行うものではない。建築確認申請を行わなかったのは江戸川区の判断であると思う。

ウ 本件渡り廊下は仮設の校舎までの廊下であり、仮設的要素が強いものとの認識があった。

３ 監査対象課と関係書類の提出

(1) 学校施設課および教育推進課

(2) 12分割された本件各設置工事の請書等契約に関する資料一式

4 証拠の提出および陳述

(1) 請求人の陳述（陳述要旨は次の第3．1に記載）

ア 陳述は、令和7年3月26日13時30分から開始した。関係人の立ち会いはなく、傍聴人は2名であった。

イ 請求人は、当初の請求内容を補充するものとして同日付の陳述書を朗読する方法により陳述したが、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 関係人（本件請求の対象者）4名の陳述（陳述要旨は次の第3．2に記載）

ア 関係人4名の陳述は、令和7年3月26日14時から開始した。関係人は出席せず、請求人が立ち会った。傍聴人は請求人の陳述時と同じ2名であった。

イ 関係人4名の陳述は、江戸川区長、令和5年度教育長、令和5年度総務部長および令和5年度学校施設課長の順で、個別に、監査委員事務局長が関係人から事前提出のあった陳述書を朗読し、請求人に意見の機会を付与する方法で実施した。なお、請求人からの意見はなかった。

5 監査の対象事項

請求人の前記請求の趣旨を受けて、本件設置工事の発注が違法または不当な契約の締結及び公金の支出であり、その結果、撤去工事の費用も含め、区に損害が生じているか否か、また、賠償責任を負う者は誰かについて監査の対象とした。

第3 陳述手続と請求人及び関係人の陳述要旨

1 請求人の陳述要旨

(1) 請求人の陳述

ア 前記第 1.3「措置請求の内容」(1)乃至(3)に既述のとおりである。

イ 陳述期日における上記ア以外の補充的陳述の要旨は以下のとおりである。

本件は5年間に及ぶ1123件もの分割発注の1件として発生した事件であるが、5年より以前から引き継がれてきた悪しき違法な慣習であることは、想像に難くない。

随意契約として発注するために作為的に分割してきた目的は、特定業者へ発注し儲けさせるためである。江戸川区は、記者会見において「癒着はなかった」と断言するが、癒着以外の何であろうか。江戸川区は「不適切」という言葉をもって形容するが、違法行為である。

本件工事の結果構築された渡り廊下は安全性を欠き撤去を余儀なくされた違法建築物であった。その撤去に掛かる費用も税金で負担させるべきではない。

(2) 監査委員との主な質疑

〈委員〉措置請求書の請求の原因7項の区長の責任について、「違法な支出の防止および回収の責任を負いながら任務を懈怠した」とありますが、この中で違法な支出を防止する任務の懈怠については、当該担当職員に対する指揮監督義務の懈怠という趣旨と理解してよろしいでしょうか。

〈請求人〉そうですね。具体的な確認もありますし、コンプライアンスの構築という面もあるとお考えください。

〈委員〉それから回収責任の懈怠について、これは損害を回収する手段を講じなかったことを意味するのでしょうか。

〈請求人〉そうです。不当行為や民事上の不法行為責任、もしくは不当利得返還請求権を行使すべきではなかったかと思料いたします。

〈委員〉法第242条第1項の「怠る事実」ということと理解してよろしいでしょうか。

〈請求人〉厳密にいうと、そういうことになると思います。

〈委員〉撤去工事の賠償責任についてですが、これについては、おそらく撤去工事自体は違法ではないけれども、先行する設置工事が違法であり、その違法行為と相当因果関係のある損害ということでの請求でよろしいでしょうか。

〈請求人〉そうなります。

〈委員〉措置請求書の第2請求の原因の4項のところで、『建築基準法第18条第2項本文が要求する計画通知を、江戸川区建築指導課に提出することなく行われた点』と記載されていますが、これはいつどのように確認されたかお伺いします。

〈請求人〉教育推進課に問い合わせたところ、担当部署から電話しますということでした。折り返し私の携帯に電話があり、建築推進課(?)からでした。

建築基準法における違法はどこなのか伺ったところ、建築基準法第18条第2項のほか、建築基準法施行令第38条第4項とかいうことも指摘していただきました。実態的には基礎の深さが300mmも足りなかったというところなどご指摘いただきました。

2 関係人の陳述要旨

(1) 江戸川区長(以下、本項中において「相手方」という。)の陳述要旨

ア 請求の趣旨に対する答弁

本件請求のうち、江戸川区長に対し損害賠償請求をする措置を求

める部分を棄却する。

イ 相手方の主張

相手方の責任の法的性格について

普通地方公共団体の長が、その権限に属する一定の範囲の財務会計上の行為をあらかじめ特定の職員に委任し、上記委任を受けた職員が委任に係る当該財務会計上の行為を処理した場合においては、長は、上記職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意または過失により上記職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、自らも財務会計上の違法行為を行ったものとして、普通地方公共団体に対し、上記違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うべきものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成5年2月16日判決・民集47巻3号1687頁）。

本件契約方法に係る相手方の法的責任について

- () 契約の締結及びこれに係る予算の執行については、本来的には、区長の権限に属するものであるところ、契約権限については、江戸川区契約事務規則第3条別表により、1件130万円未満の工事について課長に、1件400万円未満の工事について総務部長に委任され、4500万円以上について区長の権限となっている。また、法第180条の2に基づく補助執行として、江戸川区職務権限規程第9条別表により、1件130万円未満の工事については課長に、1件4500万円未満の工事については総務部長が専決で行うことになっている。加えて、支出命令に係る事務については、江戸川区会計事務規則第5条に基づき、所管課長に委任されている。

本件工事及び撤去工事は上記の委任を受けた学校施設課長が支出負担行

為（契約）及び支出命令を行ったものである。

したがって、相手方は、 本件財務会計上の行為（本件工事及び撤去工事）が違法であること、 相手方において当該行為の違法性を認識していたか又は認識し得たにもかかわらず、これを阻止しなかったこと、 本件財務会計上の違法行為により江戸川区が損害を被ったといえる関係があること、といった点が認められる場合に、当該損害について賠償責任を負うと解すべきである。

（ ）（ ）のとおり、本件工事に係る契約及び支出命令は、分割発注、一括発注いずれの方法で締結されたとしても、相手方が決定するものではなかった。

そこで、監督権限の不行使について、（ ） 乃至 の観点から検討するに、仮に本件分割発注に法施行令を潜脱する違法があったとしても、相手方にこれを予見することができる事情は存在しなかったから、本件分割発注を阻止することは不可能であった。また、分割発注をしたということ自体から、直ちに江戸川区に損害が生じたものともいえない。したがって、前記の最高裁判決の基準からしても、自ら財務会計上の違法行為を行ったものとして賠償義務を負うものとはいえない。

（ ）撤去工事については主に安全上の問題からこれを実施したものであることは認めるところであるが、安全性の欠如という点についても相手方においてこれを予見し得ないものであったから、相手方には故意又は過失は認められない。

（iv）相手方としては、江戸川区の長として本件の事態について責任を痛感しており、その他の不適切な分割発注の発覚も踏まえ、条例改正により報酬

減額の措置を講じている。しかしながら、本監査請求においては、相手方が江戸川区に対して個人として民事上の賠償責任を負うか否かが問われているものであり、係る局面においては、個別具体的な指揮監督上の義務に違反したとは認め難く、賠償責任はないと考える。

(2) 令和5年度教育長(以下、本項中において「相手方」という。)の陳述要旨

ア 請求の趣旨に対する答弁

主位的答弁

本件請求のうち、相手方に対して損害賠償請求をする措置を求める部分を却下するよう求める。

予備的答弁

本件請求のうち、相手方に対し損害賠償請求をする措置を求める部分を棄却するよう求める。

イ 相手方の主張

主位的答弁に関連して

法第242条第1項の「普通地方公共団体の長」「普通地方公共団体の職員」とは、監査請求においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされているもの及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者をいうと解される(最高裁昭和62年4月10日第二小法廷判決・民集41巻3号239頁)。この点、教育委員会が所掌する事務に関する契約の締結及び予算の執行は、地方公共団体の長の権限とされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条5号、6号)、教育長は、財務事項である決定する立場にない。

そして、江戸川区においては、江戸川区契約事務規則第3条別表及び江戸川区職務権限規程第9条別表により、契約金額に応じ、契約権限等は課長や総務部長に権限が委任されているが、これらの規定上も、契約締結権限は教育長に委任されていない。

法第242条第1項が定める住民監査請求は同条項の定める要件を充足する限りにおいて認められるものであるところ、教育長にはそもそも契約締結等の権限を有しないのであり、違法もしくは不当な公金等を支出する前提を欠くから、不適法として却下すべきである。

予備的答弁に関連して

仮に本件請求が不適法とまでいえないとしても、相手方には上記のとおり、本件工事及び撤去工事について契約権限も支出命令権限もないのであって、相手方が故意または過失により監督権限の行使を怠りその結果違法または不当な公金の支出等がなされたものと認められるはずもないので、監査請求に理由はない。

(3) 令和5年度総務部長(以下、本項中において「相手方」という。)の陳述要旨

ア 請求の趣旨に対する答弁

本件請求のうち、相手方に対して損害賠償請求をする措置を求める部分を棄却するように求める。

イ 相手方の主張

本件工事に係る契約締結権限及び支出命令権限について

江戸川区契約事務規則第3条別表、江戸川区職務権限規程第9条別表及び江戸川区会計事務規則第5条に定めるとおりであり、分割された1件当たり130万円未満の工事契約については学校施設課長においてな

されたことになる。仮に分割発注せずの一つの契約として処理された場合には、契約金額は1557万6000円となるため、当時総務部長であった相手方が契約及び支出命令の権限を有していたことになる。

本件工事に関する相手方の責任について

- () 相手方が法的責任を問われるのは、相手方が故意または重過失により監督を怠り、本来的には相手方が締結すべき契約が分割されたことについて、その阻止ができなかった場合であり、かつ、そのことにより江戸川区に損害が生じたと認められる場合であると解される。
- () 本来相手方が締結すべき契約について、違法不当な手段により課長が締結しようとしている場合に、相手方がそれを監督・是正すべきということは、理論上はあり得ると解される。

しかしながら、上記監督権限を行使する前提として、相手方が学校施設課長が違法または不適正な手段により分割発注しようとしていることを知り、又は知り得べきであったことが必要である。そのような予見可能性が存在しない場合には、そもそも過失があったと評価し得ないからである。本件工事において、契約をした時点や、その後の施工、竣工において、相手方が決裁等をするものもないから、それらを関知する機会は存在しなかった。したがって、相手方は、学校施設課長による本件工事に関する各契約及び各支出命令の決裁についてこれを阻止すべき指揮監督上の義務に違反して、故意又は過失により決裁を阻止しなかったということとはできず、当該財務会計上の行為について賠償責任を負うものではない。

撤去工事に関する相手方の責任について撤去工事自体に関しては、相手方は、これが決定された当時総務部長の職にはなく、何ら関与していなかった

め、区に損害を与えたと評価される余地はない。仮に、安全性を一部欠いていたことについて、本件渡り廊下設置工事に関する監督権限不行使による責任と考えるにしても、既述のとおり、相手方としては、本件渡り廊下設置工事や当該工事に係る各契約の存在自体を関知し得なかったものであるから、安全性の欠如という点についても予見し得なかったものであるから、その点についても相手方には故意または過失は認められない。

(4) 令和5年度学校施設課長(以下、本項中「相手方」という。)の陳述要旨

ア 請求の趣旨に対する答弁

本件請求のうち、相手方に対して損害賠償請求をする措置を求める部分を棄却するよう求める。

イ 相手方の主張

相手方の責任の法的性格について

相手方は、本件工事に関し、法第243条の2の8第1項が定める支出負担行為をする権限及び法第232条の4第1項の命令(同項第2号)をする権限を有する職員に該当するところ、故意又は重大な過失により法令に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより地方公共団体に損害を与えたときに、その賠償をしなければならない。

支出負担行為に係る違法性について

() 支出負担行為の違法性と損害について

本件工事に係る各支出負担行為たる各契約方法(分割発注)について法及び同施行令の規定を潜脱するものであって違法とされる可能性があることは積極的に争わない。しかしながら、契約方法に瑕疵があったとしても、そのことから直ちに江戸川区に損害が発生する関係にあるとは

いえない。そして、本件渡り廊下に安全性に問題があることについて損害があるとしても、分割発注されたことが安全性の問題に直接的に影響したものでもない。

そして、本件各支出負担行為の方法につき違法な点があったとしても、そのことから直ちに請求人が主張するように契約金額全額が損害となるものではない。

() 契約金額の違法性について

契約金額については、それが客観的に適正な金額を上回っている場合に、契約に至る経緯・契約の必要性等を踏まえて裁量の逸脱濫用に当たる場合に違法となり得るものである（最判平成25年3月28日集民243号241頁）。

また、損害とは、当該契約に基づいて支払われた金額が、適法な契約を締結していれば当該地方公共団体が負担していたであろう適正な金額を超える部分ということになる（最判平成6年12月20日民集48巻8号1676頁、最判平成25年7月12日判例地方自治373号74頁）。

本件においては契約金額が適正な金額を上回っていることや、裁量の逸脱濫用に当たることについて何ら主張されておらず、かつ、そのような事実は認められないものである。

() 支出命令に係る違法性について

本件各支出負担行為が法及び法施行令を潜脱すると評価されるとしても、支出負担行為（契約）が私法上無効でない場合は、当該契約の履行として支出命令を行う権限を有する職員は支出命令を行ってはな

らない財務会計上の義務を負うものとはいえず（最判平成25年3月21日民集67巻3号375頁）、本件各支出負担行為に係る各支出命令について、財務会計上の違法はない。

（ ）本件渡り廊下における契約不適合に係る損害について

本件渡り廊下の一部を撤去したことについて、相手方は同時点では江戸川区職員ではなかったため、これには何ら関与していない。

一般的に、地方公共団体が発注した建築物について、何らかの契約不適合（瑕疵）があった場合、それは、請負人の債務不履行に該当するとしても、直ちに発注者たる地方公共団体の職員に財務会計上の注意義務違反が認められるものではなく、例えば、発注者が供した材料の性質や発注者の指示によって契約不適合が発生したといえる場合（民法第636条）等について、当該職員の故意・重過失によって契約不適合が発生したといえる必要がある。

本件において相手方は、安全性が確保された渡り廊下を建築するよう注文していたものであり、安全性の欠如した建築を是認したことは黙示的なものを含めてない。その他、安全性を欠く結果となったとしても、そのことについて相手方に財務会計上の故意又は重過失ありと評価されるような事実はない。

なお、財務会計上の行為とは別に、一般的な江戸川区施工建築物の安全性を保持する義務として観念したとしても、上記と同様の理由により、相手方に故意又は過失が存在するとはいえない。

第4 陳述手続後の各種調査

1 教育委員会教育推進課及び学校施設課への聴取結果

(1) 本件渡り廊下の屋根及び柱の撤去について

ア 工事概要

工事金額：861,113円

工期：令和7年3月1日～同年同月2日

イ 撤去理由

本件渡り廊下の設置工事が建築基準法第18条第2項に定める手続きを執っていなかったことから、令和7年2月18日、渡り廊下の一部を破壊検査したところ、法令上の基準に適合しない事項が複数あることが判明した。法令上の基準に適合するための改修工事を行うことも困難であることから、安全性が十分に担保されないと判断し撤去に踏み切った。なお撤去工事については、本件設置工事の受託事業者とは異なる他の事業者に発注した。

ウ 安全性欠如の具体的内容

次の5点である。なお、安全性に係る法定上の基準は、以下の乃至は建築基準法施行令第66条に基づく平成12年5月31日建設省告示第1456号（以下、「1456号告示」という。）関係、は建築基準法第37条関係、は建築基準法施行令第38条第4項に基づく平成12年5月23日建設省告示（以下、「1347号告示」という。）に適合していなかったことを確認している。

渡り廊下の屋根の鉄骨と基礎とを接合する部分について、基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の20倍（径12mmに対して長さ240mm）を満たしていない（1456号告示・一八関係）。

渡り廊下の屋根の鉄骨と基礎とを接合する部分について、アンカーボルトの先端をかぎ状に折り曲げるか、又は定着金物を設けた形となっていない(1456号告示.一八関係)。

鉄骨と基礎を接合する径の1.3倍(径12mmに対して厚さ15.6mm)を満たしていない(1456号告示.一六関係)。

鉄骨と基礎を接合する部分について、アンカーボルトが国土交通大臣の定めるアンカーボルトを使用していない(建築基準法第37条関係)。

渡り廊下の屋根の鉄骨と基礎とを接合する部分について、基礎の立ち上がり部分が300ミリ未満であり、べた基礎及び布基礎の形状を満たしていない(1347号告示.第一三三関係)。

エ 撤去理由と撤去工事

上記ウのとおり安全性に欠ける構築物であり、児童等の安全を図るため撤去した。

撤去工事は単価契約に基づき発注しており、発注権限が課長に一任されていることから、学校施設課長の権限で発注した。

(2) 本件渡り廊下設置工事について

ア 受託事業者に対する指示内容

受託事業者とは、工事について数回打ち合わせをし、台風等に耐えうる安全性を確保した渡り廊下を作るよう指示している。受託事業者は『(本件渡り廊下設置工事について)仮設的要素が強いと認識している。』と言っているとのことだが、区側からは、仮設工事又は仮設工事に類するような指示はしていない。

イ 施工金額の妥当性の検証について

渡り廊下の設計資料の不足や構造体に特注部材が含まれることなどから
積算の検証はできていないが、今後検討していく。

ウ 使用材料の品質確認について

使用コンクリート及び使用鉄筋について、完了検査時に詳細な品質の確認をしていなかったため、不明である。監査指摘以降、受託事業者に対し当該工事関連資料の提出を求めた際は、コンクリートの種類が 21-15-20 のノーマルとの回答にとどまり、詳細な情報は得られていない。そして、以降は弁護士と相談のうえ回答するとのことであった。

エ 受託事業者に対する損害補填のための請求について

撤去工事に係る工事前後の状態や撤去工事の具体的な施工過程に関する記録・資料等について十分保全をしており、建築基準法に定める基準に適合していなかった原因や責任が明らかになった場合に、撤去工事の費用等を請求することは可能と考えている。

2 都市開発部建築指導課への確認事項

- (1) 本件渡り廊下設置工事について、建築基準法第 18 条に基づく通知、及び同条第 3 項に基づく確認済証等は存在しない。
- (2) 本件請求人から建築指導課への問い合わせはなかった。

3 令和 5 年度学校施設課長に対する追加聴取の結果

本件設置工事について、予定価格の設定、業者の選定、見積書の徴取、契約に至る経緯、その他契約事務の状況、建築基準法の手続及び工事終了後の検査などについて聴取したが、これに対する回答は以下のとおりであった。

令和 5 年度は 1458 件におよぶ学校施設の工事が発注されており、個別工事における具体的実施内容については担当係に委ねていた。そのため、具体的内容

について十分把握することは困難である。

4 学校施設課に対する追加聴取の結果

上記3のとおり、令和5年度学校施設課長から具体的内容の説明が無かったため、学校施設課宛に調査依頼し、当時の担当職員等からの聞き取りを通して同様の事項につき聴取したところ、回答は以下のとおりであった。

本件設置工事を分割発注した理由は、学校からの要望に基づき、学校運営に支障をきたさぬよう工事を速やかに実施するためである。この方式は従前から行われてきたものを踏襲した。

予定価格については、他事案の価格を参考に価格交渉を行い決定した。

業者の選定は、直近で本件小学校の他の工事で実績があり、学校の現状を把握していたことから、当該業者を選定した。

見積書の徴取は業者から窓口で受領した。

本件設置工事に関する資料は、監査委員事務局に提出したものが全てである。

工事完了後の検査は、学校施設課の職員において実施した。

計画通知について一般的な必要性は認識していたが、主管課契約については必要ないという認識があった。

本件設置工事の発注については、当時の学校施設課長に報告していた。

5 現地調査

監査委員及び監査委員事務局職員は、令和7年4月1日、区立B小学校に赴き、教育推進課、学校施設課及び施設課（都市開発部）の職員らの立ち会いの下、屋根と支柱が撤去された現況を目視し、かつ、同職員らから破壊検査の箇所と状況、建築基準法に定める安全性の検証状況につき説明を受けた。また、撤去した屋根と支柱の部材については、近くの区施設内に保管されている状況を現認した。

第5 事実関係の確認

請求人から提出された措置請求書、事実証明書、陳述書及び関係人の陳述書並びに事務局から提出された回答書及び資料などをもとに確認した事実は、次のとおりである。

1 本件設置工事について

(1) 契約方式の違法性

本件設置工事は契約総額が1557万6000円であり、法第234条第2項、法施行令第167条の2第1項第1号及び同施行令別表五に基づき、本来1件の工事として、競争入札方により契約を締結すべきところ、これを潜脱し、学校施設課長権限で契約することができるように、1件当たり129万8000円の工事として12件に分割し、随意契約方式で同一業者に発注したものであり、上記法令に反する違法な契約である。

(2) 建築基準法違反の違法性

ア 手続違背

本件渡り廊下は屋根付きの構築物であり、床面積10平方メートルを超えるため、区は建築基準法第18条第2項及び第3項に基づき、建築主事に対し計画通知をし、建築主事より確認済証の交付を受けなければならない。ところが、学校施設課長は、上記手続きを経ることなく、本件設置工事を受託事業者に発注した。

なお、上記手続きが執られていないことは、既述のとおり、都市開発部建築指導課に確認済みである。

イ 安全性の欠如

令和7年2月18日学校施設課による破壊検査の結果、前記第4.1項の

「教育委員会教育推進課及び学校施設課に対する聴取結果」(1)・ウの乃至 に記載のとおりであり、5項目にわたり、安全性に欠如があることを確認した。

(3) 契約事務の状況

ア 随意契約の手続の流れについて

起工(設計書・図面等の作成)及び予定価格の設定(江戸川区契約事務規則第38条)→指名業者3社に図面等交付→指名業者から見積書の徴取(同契約事務規則第40条)→見積もり合わせにより落札業者決定→請書(契約書)の交付→着工→検査などであるところ、それらの事務が適切に行われていたことを確認することができる客観的な資料はなかった。

イ 見積書の徴取について

同契約事務規則第40条では2社以上と規定されているが、総務部用地経理課(現契約課)作成の「契約事務の手引き」(2024年8月改定。以下、「契約事務の手引き」という。)8頁においては3社以上と要件が加重されている。

12分割された本件随意契約においても、それぞれに3社の見積書が徴取されていた。しかし、受託事業者以外の2社の見積書は、いずれも工事内訳や見積金額等が手書きであり、かつ、その筆跡は酷似していた。

ウ 本件工事の適正価格について

見積書には、使用材料や数量および人工代などの具体的な記載がなく、また、学校施設課による積算の検証もできない状況にある。

なお、工事の仕様については、前述のとおり、令和7年2月18日の破壊検査により、建築基準法の安全性基準に適合しないことが確認されている

が、本件工事を一体として一般競争入札したとした場合の工事金額すなわち適正価格が不明である。

ただし、上記イの見積書の徴取状況を見ると、見積り合わせによる価格競争性の担保が図られていたか否かについては疑念が残る。

(4) 区の損害の有無

ア 本件設置工事自体における損害の有無について

本件設置工事自体における損害の有無は、本件設置工事費が本来の適正価格より高額であった場合に、その差額が区の損害と評価することができるのであるが、本件では入札手続を経ておらず、しかも、適正価格を積算できるだけの客観的資料がないため、損害額の検証ができない状況にある。したがって、本件設置工事自体についての損害は認定しがたい。

イ 一部撤去工事を施工せざるを得なかったことに基づく損害の有無について

本件渡り廊下は建築基準法上の安全性の欠如から児童その他学校関係者の安全を期するため屋根と支柱を撤去せざるを得なかった。結果的には、屋根と支柱を設置する工事に要した工事費は、結局無駄な支出であったことになり、加えて撤去費用も同じく無駄な支出であったということになる。

屋根と支柱の設置工事費は、前述第 1 . 4 . アに記載の工事内訳のうち 乃至 が相当し、その合計額は 5 1 9 万 2 0 0 0 円であり、撤去工事費は 8 6 万 1 1 1 3 円である。

但し、撤去した屋根と支柱の部材は財産価値があるので、その価格は検証できていないが、上記の屋根と支柱の設置工事費相当額と撤去工事費の合計額から部材の価値相当額を控除すべきである。

そして、これらを区の損害とみることは可能であろう。

第6 監査の結果と判断

1 監査結果

(1) 本件請求のうち、区長に対して損害賠償請求をする措置を求める部分を棄却する。

(2) 本件請求のうち、令和5年度教育長および令和5年度総務部長に対して損害賠償請求をする措置を求める部分をいずれも却下する。

(3) 令和5年度学校施設課長に対して損害賠償請求をする措置を求める部分については、監査委員の合議が不調となり、結論を得るに至らなかった。

(4) 本件請求のうち、受託事業者に対して損害賠償請求をする措置を求める部分については、一部を認容し、次のとおり勧告する。

区は、受託事業者に対し、本件渡り廊下設置工事の費用のうち撤去した屋根と支柱の部分の工事費用相当額から撤去部材の価値に相当する額を控除した額及び撤去工事費用の範囲内において、然るべき方法により損害の補填を求める措置を講ずるよう勧告する。

(5) 上記(4)の措置は、令和8年1月31日までに講じられたい。

2 判断

(1) 区長の責任について

ア 区長の責任の法的性格

契約の締結及びこれに関わる予算の執行については、本来的には普通地方公共団体の長の権限に属するが、その権限に属する一定の範囲の財務会計上の行為を予め特定の職員に委任し、上記委任を受けた職員が委任に係る財務会計上の行為を処理した場合においては、長は、上記職員が財務会計上の違

法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務があり、その義務に違反して故意または過失により上記職員の当該違法行為を阻止しなかったときに限り、自らも財務会計上の違法行為を行ったものとして、普通地方公共団体に対し、上記違法行為により当該地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負う（最判平成5年2月16日民衆47巻3号1687頁）。

そして、その法的性格は民法上の不法行為責任である。

イ 本件工事及び撤去工事に係る区長の法的責任

区においては、区契約事務規則第3条別表五により、1件130万円未満の工事については所管課長に、1件4500万円未満の工事については総務部長に委任され、4500万円以上については区長の権限となっている。また、法第180条の2に基づく補助執行として、区職務権限規程第9条別表により、1件130万円未満の工事については所管課長が、1件4500万円未満の工事については総務部長が専決を行うことになっている。加えて、支出命令に係る事務については区会計事務規則第5条に基づき、所管課長に委任されている。

以上の委任関係から、本件渡り廊下設置工事及び同撤去工事については、いずれも学校施設課長が委任を受けた権限に基づき支出負担行為及び支出命令を行ったことになり、また、仮に渡り廊下設置工事を一括発注することを前提とした場合でも、総額は1557万6000円であるから総務部長が契約を締結すべきものであった。

したがって、区長が本件渡り廊下設置工事に係る契約及び支出命令について責任を負うのは、当該行為を行った職員に対する指揮監督権限の不行使について故意又は過失があった場合に限られる。

故意又は過失があるというためには、 本件財務会計上の行為が違法であること、 区長において当該行為が違法であることを知っていたか、又は知ることができたにも拘わらず、これを阻止しなかったこと、 当該行為により区が損害を被ったといえる関係にあることが認定されなければならない。

本件分割発注が違法として上記 の要件を満たすとしても、区長は本件分割発注の決裁過程に関与する立場になくそのことを予見または予見しうる事情は存在せず、したがってこれを阻止することもできなかったのであり、上記 の要件を欠く。また、分割発注をしたこと自体から直ちに区に損害が生じたものともいえず、上記 の要件にも直ちに該当するものではない。以上区長に民法第709条の不法行為責任は成立しない。

また、請求人が本件財務会計上の行為をした職員および契約の相手方に対して損害賠償請求をすべき義務があるのにこれを怠ったことについても法第242条第1項に定める「怠る事実」に該当するとして区長の責任を追及するので（陳述手続における請求人の補充陳述）、これについて判断する。

区長は、本件分割発注工事の存在が発覚した後、過去5年に遡って全庁的に契約の状況を調査し、かつ、第三者委員会（日弁連ガイドラインに則した）を設置し、違法または不適切な契約等の調査と原因の検証及び改善策の策定を図ることとした。しかし、本件工事により区に損失が生じたことおよびこれにつき責任のある者の特定には一定の調査・検証が必要であるのであって区長が現時点において、それらの者に対して損害賠償請求或いは不当利得返還請求を行使していないとしても、それをもって直ちに「怠る事実」には該当するとはいえない。

よって、区長の法的責任は認めることができない。

(2) 令和 5 年度教育長の責任について

ア 教育長の地位と権限

法第 2 4 2 条第 1 項の「普通地方公共団体の長」「普通地方公共団体の職員」とは、住民監査請求においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限法令上本来的に有するとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者と解される（最判昭和 6 2 年 4 月 1 0 日・民集 4 1 巻 3 号 2 3 9 頁）。

イ 教育長の法的責任について

しかるに、教育委員会が所掌する事務に関する契約の締結及び予算の執行については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 2 条第 5 号及び第 6 号の定めにより、教育長は財務事項である契約を締結する立場にはない。また、区の契約事務規則上においても契約締結権限は教育長に委任されていない。

したがって、教育長は本件財務会計上の行為について法第 2 4 2 条第 1 項に定める職員に該当しないので、教育長に対する措置請求を求める本件請求は、その余の判断をするまでもなく不適法である。

(3) 令和 5 年度総務部長の責任について

ア 総務部長の地位と権限

総務部は組織上その所管に契約課を置くものの、総務部長は、区契約事務規則第 3 条別表五により、1 件 1 3 0 万円以上 4 5 0 0 万円以下の工事について区長から委任を受けているが、1 件 1 3 0 万円未満の工事については、区長から直接所管課長が委任を受けているのであり、1 件 1 3 0 万円未満の工事に関して総務部長は決裁過程に関与することはない。

イ 総務部長の法的責任について

したがって、総務部長は本件財務会計上の行為について法第 242 条第 1 項に定める職員に該当しないので、総務部長に対する措置請求を求める本件請求は、その余の判断をするまでもなく不適法である。

(4) 令和 5 年度学校施設課長の責任について

ア 学校施設課長の責任の法的性格について

学校施設課長は、本件渡り廊下設置工事に関し、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項に定める支出負担行為をする権限（同項第 1 号）及び法第 232 条の 4 第 1 項の支出命令（同項第 2 号）をする権限を有するところ、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときに、これにより生じた損害を賠償する義務がある。

イ 支出負担行為等に係る違法性について

本件工事に係る各支出負担行為たる各契約方法（分割発注）について法及び同施行令の規定を潜脱するものであって違法といわなければならない。

しかしながら、契約方法に瑕疵があったとしても、そのことから直ちに区に損害が発生する関係にあるとはいえない。

そして、本件各支出負担行為の方法につき違法な点があったとしても、そのことから直ちに請求人が主張するように契約金額全額が損害となるものでもない。

() 契約金額の違法性について

契約金額については、それが客観的に適正な金額を上回っている場合に、契約に至る経緯・契約の必要性等を踏まえて裁量の逸脱濫用に当る

場合に違法となり得るものである（最判平成 25 年 3 月 28 日集民 24 3 号 241 頁）。

また、損害とは、当該契約の基づいて支払われた金額が、適法な契約を締結していれば当該地方公共団体が負担していたであろう適正な金額を超える部分ということになる（最判平成 6 年 12 月 20 日民集 48 巻 8 号 1676 頁、最判平成 25 年 7 月 12 日判例地方自治 373 号 74 頁）。

本件においては契約金額が適正な金額を上回っていることや、裁量の逸脱濫用に当たることについて主張されておらず、かつ、そのような事実は認められないものである。

（ ）支出命令に係る違法性について

本件各支出負担行為が法及び法施行令を潜脱すると評価されるとしても、支出負担行為（契約）が私法上無効でない場合は、当該契約の履行として支出命令を行う権限を有する職員は支出命令を行ってはならない財務会計上の義務を負うものとはいえず（最判平成 25 年 3 月 21 日民集 67 巻 3 号 375 頁）、本件各支出負担行為に係る各支出命令について、財務会計上の違法はない。

ウ 本件渡り廊下における契約不適合に係る損害と責任について

（ ）本件渡り廊下の一部を撤去したことについて、令和 5 年度学校施設課長は同時点では江戸川区職員ではなかったため、これには何ら関与していない。

一般的に、当該職員の財務会計上の行為を捉えて法第 242 条の 2 第 1 項 4 号の規定に基づき損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員

の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。したがって、本件渡り廊下の設置が建築基準法に違反する違法なものであるからといって、直ちに、本件渡り廊下の設置及び撤去に関し行われた財務会計上の行為が全て違法になるものではないというべきである(東京地裁平成9年10月17日判決・平成8年(行ウ)第160号)。

本件において当時の学校施設課長に同課長に安全性を欠く結果となったことについて過失があるというためには、当該結果に対する予見可能性及び結果回避可能性がある場合でなければならない。更に、職員として賠償責任を負うのは重過失がある場合に限定される(法第243条の2の9第1項)。

- ()そこで、本件において同課長に安全性欠如に基づき区に発生したと認められる損害につき賠償責任の有無を判断するには、同結果に対する予見可能性及び結果回避可能性があったか否か、それにつき重過失があったといえるか、すなわち、僅かな注意をもって安全性欠如という結果について予見ができたにもかかわらず漫然と見過ごしたものと評価できるか否かについての検討が必要となる。

この点について、監査委員は数度にわたり協議を重ねたが、重過失の有無を巡って次の()および()のとおり意見の一致を見るに至らなかった。

- ()否定的意見

本件設置工事において当時の学校施設課長は、安全性が確保された渡り廊下を建築するよう注文していたものであり、安全性の欠如した

建築を是認したことは黙示的なものを含めてない。その他、安全性を欠く結果となったとしても、そのことについて相手方に財務会計上の故意又は重過失ありと評価されるような事実はない。

() 肯定的意見

7. 本件においては、当時の学校施設課長が、本件渡り廊下設置工事に関する契約の全過程を担当係長らに一任していたとしても、契約と決裁の権限を有するとともに義務を負っていたのであるから、契約の方法の適法性、対象構築物の安全性につき、指揮監督する責任があったというべきである。そして、同課長が事務職で技術職でなく、建築基準法の知識がなかったとしても、職責上、学校施設の安全性につき注意を払うべき立場にあったのであるから、これを怠り見過ごしたことは過失があったものと評価しうる。かつ、同施設課長が建築基準法上の手続すなわち計画通知を行政庁に提出していれば、当然それに伴い必要な設計図書等も行政庁の審査の対象となり建築基準法上の安全性を確認のうえ建築確認が下されるのであるから、当該手続さえ履践していれば安全性も確保できたというべきである。

然りとすれば、本件設置工事を違法に分割することなく1件の工事として契約事務を実施してさえすれば、それは、基本的な注意義務であり軽微な注意をもってして安全性欠如という結果を回避し得たのであり、重過失ありと評価しうるのではないだろうか。

4. ただし、同課長の責任の範囲については以下のとおり考える。

本件設置工事に関する請書契約の内容については、各請書契約に添付の契約条項に次のような定めがある。

『江戸川区契約担当者を甲とし、受託供給者を乙とし、甲乙間において締結する契約の条項は次のとおりである。

第1条4項 乙は請負又は業務の完了に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害発生の防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。

第8条1項 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補または代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

同条2項 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。

同条3項 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。』

そして、受託事業者の契約不適合責任については、建築工事の専門業者として本件渡り廊下設置工事の施工について学校施設の一部として建築基準法上の安全基準を満たすことが法令上も契約上も義務として要請されていると解すべきである。したがって、本件渡り廊下工事のうち、建築基準法上の安全基準を満たしていなかった屋根及び支

柱の設置工事費については、契約不適合責任としてその費用相当額を損害として賠償すべき立場にあったと考え得る。そして、当該契約不適合は、受託事業者の専門性からしてその重過失に基づくものと評価しうる。そうであるとする、本件工事から1年以上経過しているとしても、上記契約条項第8条3項ただし書に基づき、第1条4項に定めるところにより、すべて受託事業者の責任となり、区側の契約担当者である学校施設課長は責任を負わずに済むことになる。

しかし、撤去工事費用については、受託事業者に修補等履行の追完の機会を与えることなく、区において撤去してしまっているため、これについてまで受託事業者の賠償責任の対象とすることは妥当でない。

そこで、撤去工事費用の賠償責任者について検討すると、撤去工事自体は、学校施設課長が区を退職した後のことであり、その財務会計上の行為に基づくものとはいえないが、本件渡り廊下設置工事の契約担当者であり、それが建築基準法上の安全性を欠如していることについて既述のとおり重過失があったとすれば、その違法な財務会計上の行為と相当因果関係のある損害として、賠償責任を負わなければならないと考え得る。

(5) 受託事業者の責任について

上記()イ.に既述のとおり、建築の専門業者として法令上・契約上契約不適合責任があるので、契約不適合による区の損害と考えられる本件渡り廊下設置工事費のうち、安全性に欠如があり撤去のやむなきに至った屋根と支柱の工事費相当額から撤去部材である屋根と支柱の残存価値相当額を控除した金額の範囲内で賠償責任があると思料する。かつ、建築業者としては建築基準法に

定める構築物の安全性の確保は基本ともいうべき遵守義務があり、当該義務に違反することは、故意に匹敵する重過失があるものと評価しうる。

したがって、上記約款第8条3項ただし書きの定めにより、区が本件構築物の引き渡しを受けた日から1年以上経過した現在においても契約不適合責任を負担すべきと思料する。

さらに、区は撤去工事を本件設置工事の受託事業者とは異なる他の事業者が発注しているが、令和5年度学校施設課長の損害賠償請求をする措置を求める部分についての監査委員の合議が不調となり、結論を得るに至らなかったことから、撤去にかかわる工事費用についても受託事業者に求めざるを得ないと思料する。

第7 監査委員の意見

本件住民監査請求にともなって監査を実施する過程で、現地調査や区関係部署等に対する調査で判明したことは、本来は正式な手続きを経て発注されるべき工事契約案件が、担当部署における誤った認識のままに行われて来た事が浮き彫りとなった。

児童の安全を最優先とするためには、工事契約に必要な手続きを執った上で契約を行うことは当然のことである。契約を通して提供する行政サービスは法令遵守が前提であることをしっかりと認識し、適正な契約事務を行う必要がある。工事完了後に安全性が確認出来ないことが判明したために建築物を撤去するという最悪の事態を回避するために、今後は工事検査を確実に行わなければならない。

令和5年度学校施設課長の損害賠償責任については、現時点では重過失が認められる証拠が不十分であったため、監査委員の意見が一致しなかったことから判断に至らなかった。しかし、今後の調査等で重過失について判明することがあればしか

るべき措置を講ずる必要がある。

さらに今回の件を契機に、あらためて全庁的な事務事業の徹底した見直しを含めた検討を行うべきである。各職場におけるマニュアルの見直しや各職員が確認すべきポイントを明確化するように実施し、徹底していくことを要望する。そして今こそ以前から提案してきた内部統制制度の本格的な導入に向けて進めていくべき時である。

今後は公共工事の品質を確保し、区民福祉の向上に寄与するために発注者と受注者のそれぞれの責務を十分に認識して、事業の推進を行わなければならない。区の担当部署は設計図書を提示して適正な契約手続きを行った上で事業者へ発注することは当然のことである。また、受託事業者については、仮に本件工事について仮設的要素が強いものだったとの認識があったとしても、施工した建築物に強度や耐震性能等の不足は決してあってはならない。

監査結果については、令和5年度学校施設課長の損害賠償責任を除いて、一部損害を容認して、賠償を勧告することとなったのは監査委員全員が一致した共通の認識である。区においては、事態を重く受け止めて、今後の対応を期待するものである。

別表 工事一覧表

No	工事件名	工事番号	契約日	工期	支払金額	支出日
	区立B小学校 校舎側擁壁工事	5-44084-0	R5.11.9	R5.11.10 ~ R6.1.22	1,298,000円	R6.3.4
	区立B小学校 仮設校舎側擁壁工事	5-44088-0	R5.11.16	R5.11.17 ~ R6.1.23	1,298,000円	R6.3.4
	区立B小学校 仮設校舎側土間コンク リート工事	5-44093-0	R5.11.30	R5.12.1 ~ R6.1.29	1,298,000円	R6.3.4
	区立B小学校 校舎側スロープ工事	5-44097-0	R5.12.7	R5.12.8 ~ R6.1.30	1,298,000円	R6.3.4
	区立B小学校 雨水桟設置他工事	5-44101-0	R5.12.14	R5.12.15 ~ R6.1.31	1,298,000円	R6.3.4
	区立B小学校 校舎側屋根基礎工事	5-44111-0	R5.12.21	R5.12.22 ~ R6.2.1	1,298,000円	R6.3.5
	区立B小学校 仮設校舎側 屋根基礎工事	5-44119-0	R6.1.12	R6.1.15 ~ R6.2.9	1,298,000円	R6.3.5
	区立B小学校 アスファルト舗装工事	5-44148-0	R6.1.18	R6.1.19 ~ R6.2.12	1,298,000円	R6.3.5
	区立B小学校 校舎側鉄骨工事	5-44154-0	R6.1.25	R6.1.26 ~ R6.2.16	1,298,000円	R6.3.5
	区立B小学校 仮設校舎側鉄骨工事	5-44195-0	R6.2.1	R6.2.2 ~ R6.2.22	1,298,000円	R6.3.5
	区立B小学校 仮設校舎側屋根工事	5-44198-0	R6.2.8	R6.2.9 ~ R6.3.1	1,298,000円	R6.3.6
	区立B小学校 校舎側屋根工事	5-44200-0	R6.2.16	R6.2.19 ~ R6.3.8	1,298,000円	R6.3.18
	区立B小学校 渡り廊下屋根・鉄骨 撤去工事	6-50358-0	R7.2.27	R6.2.28 ~ R7.3.26	861,113円	R7.4.16